

E i w a N e w s

情報基盤強化税制

平成 18 年 10 月
(No. 015)

秋も深まり、今年も残すところ 3 か月となりました。
今年初めから、本誌におきまして、平成 18 年度の様々な法改正などを紹介してまいりました。
そのうち、税法の改正については、法人の場合その多くが平成 18 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

したがって、当期あるいは来期からの適用ということになりますので、適用開始時期や改正の内容を、再度ご確認ください。

さて、今回は、18 年度税制改正のご紹介の最後となりますが、「情報基盤強化税制」について、ご説明いたします。

〔情報基盤強化税制の概要〕

目的

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化する。

対象者

- ① 青色申告書を提出する個人事業者
- ② 青色申告書を提出する法人

指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

対象設備

- ① OS※及びこれと同時に設置されるサーバー
- ② データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- ③ ファイアーウォール※（①または②と同時に取得されるものに限る）

※ISO/IEC15408 に基づき評価・認証を受けたもの

（評価・認証製品リスト→http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html）

内容

個人事業者

取得等	価額要件	取得価額の合計 300 万円以上
	特別償却	取得価額の 50%
	税額控除	取得価額の 10% (事業所得に係る所得税額の 20%を限度)
リース	価額要件	賃借費用の総額 420 万円以上
	税額控除	賃借費用総額の 4.2% (事業所得に係る所得税額の 20%を限度)

法人

取得等	価額要件	資本金 10 億円超	取得価額の合計 1 億円以上
		資本金 10 億円以下	取得価額の合計 3,000 万円以上
		資本金 1 億円以下	取得価額の合計 300 万円以上
	特別償却	取得価額の 35%	
	税額控除	取得価額の 7% (法人税額の 20%を限度)	
リース	価額要件	資本金 1 億円以下	賃借費用の総額 420 万円以上
	税額控除	賃借費用総額の 4.2% (法人税額の 20%を限度)	

〔中小企業投資促進税制・IT 投資促進税制との比較〕

中小企業投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者等が、電子計算機、ソフトウェア等を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除の適用が認められています。

情報基盤強化税制に比べて、対象となる設備、価額要件などが緩やかですが、限度額が少額となります。

IT 投資促進税制

平成 18 年 3 月 31 日までに取得した電子計算機、ソフトウェア等については、取得価額の 50%の特別償却または 10%の税額控除の適用がありました。

情報基盤強化税制の創設と中小企業投資促進税制の対象設備の変更は、IT 投資促進税制の廃止に伴うものですが、対象範囲、要件とも厳しくなり、限度額も少額となります。

疑問に思われる点などございましたら、お気軽に弊事務所担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。